

三好市学校給食センター調理等委託業務

参加要項

令和5年12月

三好市教育委員会

第1 定義

三好市（以下「市」という。）では、学校給食を実施している三好市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の調理業務等を令和元年度より民間事業者へ委託しているが、契約期間の終了に伴い、新たに令和 6 年度以降の学校給食調理等の受託者を選定することとする。

また、委託業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、委託業務の安全性や効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式にて実施する。

この参加要項は、調理業務等委託に係る参加に関して必要な事項を定めたもので、本参加要項に合わせて配布する次の資料も含めて「参加要項等」と定義する。

仕様書：市が民間事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

第2 事業の概要

1 業務名 三好市学校給食センター調理等委託業務

2 対象施設

名称：三好市学校給食センター
所在地：徳島県三好市池田町州津滝端 1271 番地 1
建築年：平成 27 年 12 月
建築構造：鉄骨二階建て
調理能力：1,500 食／日
給食提供数：14 校（幼稚園 2 園、小学校 9 校、中学校 3 校）
米飯回数：週 4 回

3 業務内容

別紙「三好市学校給食センター調理等委託業務仕様書」のとおり

4 業務委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの長期委託契約とする。

但し、消費税改定や物価上昇による賃金改善等の契約金額に変更を要する場合は、双方協議の上変更を行うものとする。

5 契約方法

公募型プロポーザル方式による随時契約

第3 参加事業者の条件等

1 参加資格

(1) 参加事業者資格要件

次の要件を満たしていること。

- ア. 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- イ. 文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、委託業務を遂行できること。
- ウ. 徳島県内に、現在学校給食委託業務を有する事業者であること。
- エ. 履行保証人を確保できること。

(2) 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者になることはできない。

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ. 三好市の競争入札における指名停止措置を受けている者
- ウ. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による厚生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた場合は、この限りではない。
- エ. 国税及び地方税を滞納している者
- オ. 過去 3 年以内に、学校給食業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業停止処分を受けた者
- カ. 食品衛生法第 54 条から第 56 条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過していない者
- キ. 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を

行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から、5年を経過しない者を役員等、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者

2 参加に関する留意事項

(1) 参加要項等の承諾

参加事業者は、参加資格審査申請書の提出をもって、参加要項等の記載内容を承諾したものと見なす。

(2) 参加費用の負担

参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権

参加事業者から参加要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。

ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却はしない。

(6) 資料の取扱い

市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(7) 参加の無効に関する事項

次のいずれかに該当する参加は、無効とする。

ア. 参加資格審査申請書の提出時から委託事業者決定までの期間に、参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ. 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

ウ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ. 著しく信義に反する行為があった場合

(8) その他

ア. 市が提示する資料及び回答書は、本参加要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ. 本参加要項等に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。

第4 事業者参加等の日程

参加要項等の公表	令和5年12月20日(水)
参加要項等に関する説明会、現地見学会	令和5年12月27日(水)
参加要項等に関する質問の受付期間	令和6年1月4日(木)～1月9日(火)
参加要項等に関する質問に対する回答	令和6年1月12日(金)
参加表明書及び提案書類等の受付期間	令和6年1月15日(月)～1月19日(金)
審査（プレゼン及びヒアリング）	令和6年1月下旬
審査の結果通知及び委託事業者の決定	令和6年2月上旬
契約締結（契約締結の公表）	市議会議決後
業務開始準備	事業者決定後～令和6年3月末日まで

※ 受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

1 参加要項等の公表

- (1) 本業務委託に関する参加要項等は、三好市ウェブサイトで公表する。
- (2) 公表する資料
 - ア. 本業務委託参加要項（本書）
 - イ. 仕様書
 - ウ. 様式集

2 参加要項等に関する説明会

本参加要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

- (1) 日 時 令和5年12月27日(水) 午後3時から
- (2) 場 所 徳島県三好市池田町州津滝端 1271 番地 1
三好市学校給食センター

(3) 留意事項

- ア. 説明会参加希望者は、「参加要項等説明会参加申込書」（様式第1号）にて令和5年12月26日(火)午後5時までに、法人名又は代表者名、参加者名等を明記のうえ、三好市学校給食センターへ郵送（26日必着）、持参、FAX、E-mailにて申し込むこと。
FAX：0883-72-0938
E-mail アドレス：gakkoukyouiku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
- イ. 説明会では、原則として参加要項等を配布しないので、各自持参すること。
- ウ. 参加人数は、1事業者につき3人までとする。

3 現地見学会

- (1) 日 時 令和 5 年 12 月 27 日(水)説明会終了後
- (2) 場 所 徳島県三好市池田町州津滝端 1271 番地 1
三好市学校給食センター

(3) 留意事項

ア. 現地見学会参加希望者は、「参加要項等説明会参加申込書」(様式第 1 号)にて令和 5 年 12 月 26 日(火)午後 5 時までに、法人名又は代表者名、参加者名等を明記のうえ、三好市教育委員会へ郵送(26 日必着)、持参、FAX、E-mail にて申し込むこと。

FAX : 0883-72-0938

E-mail アドレス : gakkoukyouiku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

イ. 参加者は、最近 1 ヶ月以内の検便検査結果(検査項目:赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157、ノロウイルス)、清潔な衣服(白衣及び帽子)並びに調理用シューズ等を用意すること。

ウ. 参加人数は、1 事業者につき 3 人までとし、見学時は市の指示に従うこと。

4 参加要項等に関する質問の受付・回答

本参加要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、三好市ウェブサイトでは回答する。

なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

また、無用な混乱を招く恐れがあるときは、質問に回答しない場合がある。

- (1) 質問の提出方法 質問書(様式第 2 号)にて E-mail 提出
- (2) 受付期間 令和 6 年 1 月 4 日(木)~1 月 9 日(火)
- (3) 回答期日 令和 6 年 1 月 12 日(金)
- (4) E-mail アドレス gakkoukyouiku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

5 参加表明書(兼参加資格審査申請書)

参加事業者は、次により参加表明書を提出すること。

- (1) 受付(提出)期間 令和 6 年 1 月 15 日(月)~19 日(金)
受付時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 提出書類

ア. 参加表明書(兼参加資格審査申請書)……様式第 3 号

イ. 参加資格要件確認書……様式第 3-1 号

ウ. 添付書類

- (3) 提出先
徳島県三好市池田町州津滝端 1271 番地 1
三好市学校給食センター

- (4) 提出方法
持参または郵送（19 日消印有効）によること。

6 提案書の提出

参加事業者は、次により提案書（正 1 部・副 13 部）を提出すること。

- (1) 受付(提出)期間 令和 6 年 1 月 15 日(月)～19 日(金)
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

- (2) 提出書類
ア. 提案書……様式第 4～8 号
イ. 委託業務実績書……様式第 9 号
ウ. 見積書……様式第 10 号及び様式第 10-1 号

- (3) 提出先
徳島県三好市池田町州府滝端 1271 番地 1
三好市学校給食センター

- (4) 提出方法
ア. 提案書は持参または郵送（19 日消印有効）によること。
イ. 提案書の様式
(ア) A4 版縦型、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。
(イ) 表紙は、「三好市学校給食センター調理等委託業務に関する提案書及び事業者名・代表者名」を記載し付けること。
ウ. 無効（失格）となる提案書
(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの
エ. 見積書
(ア) 三好市学校給食センター調理等委託業務に係る予定金額の総額は、
263,000 千円（但し、消費税は含まない。）とし、見積額はこの範囲
内で記入すること。
(イ) 仕様書に基づき作成すること。
(ウ) 詳細な内訳として見積内訳書を添付すること。……様式第 10-1 号
(エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印（法務局等が証明する印鑑）又は代
表者実印とする。

(オ) 見積書に記載する委託料の金額は、取引にかかる消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

(カ) 本委託の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。(例えば、異常に少額であるなど)

第5 提案書等の審査方法

1 選定委員会の設置

三好市学校給食センター調理等委託業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設定し、最優秀提案書の書類等審査を行う。

2 審査の方法

(1) 公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 参加事業者資格の確認審査

市は、参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」という。）を参加資格審査申請書類により、この参加要項に記載している参加事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。

(3) 書類審査及びヒアリング審査

上記参加事業者資格の確認審査を経て、選定委員会は書類審査及びヒアリング審査を行うこととし、別に定める委託事業者選定審査基準に基づき採点し、総合得点の最も高い提案書を選定する。

ア. 提案内容の基準審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の（ア）から（ウ）までの項目を満たしていることを確認し、1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

(ア) 提案書全体について、同一項目に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の祖語や矛盾がないこと。

(イ) 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

(ウ) 当該提案に関連する各様式（別添「様式集」を参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

イ. 提案書の選定方法

選定委員会は、提案書に記載された内容等を評価し、各委員の得点の合計が最も高い提案書を最優秀提案書として選定する。

(4) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者とする。

- (5) 選定結果は、参加事業者全てに通知する。
- (6) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い参加事業者の順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結する。
- (7) 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再検討することができる。

第6 プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

- (1) 日時 令和6年1月下旬（詳細日時については別途通知する。）
- (2) 場所 別途通知する。
- (3) 時間 1社につき40分程度（プレゼンテーション20分程度、ヒアリング質疑応答20分程度）
*準備・撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと
- (4) 出席者 1社につき5名までとする。
業務責任者として配置予定の者の出席は必須とする。
- (5) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。
スクリーン、プロジェクターは市で準備する。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番
参加表明書兼参加資格審査申請書等の受け付け順とする。
なお、辞退が出た場合は順次繰り上げる等の方法により対処する。
- (7) その他 企画提案書に記載されていない追加提案は認めない。但し、企画提案書の内容補足は認める。

第7 その他

- (1) 選考結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- (2) 業務履行の開始前に必要な準備は受託者の必要負担により行うこと

◆問い合わせ先

〒778-0020

徳島県三好市池田町州津滝端 1271 番地 1

三好市学校給食センター

TEL : 0883-72-0738

FAX : 0883-72-0938

E-mail アドレス : gakkoukyouiku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp